

令和6年度下半期 三鷹市下水道事業の業務状況

1 事業の概況

令和6年度の下水处理の状況は、下半期の処理水量 12,777,494 立方メートル、年間で 28,690,740 立方メートルとなりました。前年度の処理水量 26,674,488 立方メートルと比べ、2,016,252 立方メートル（7.6%）増加しました。

経理の状況では、収益的収支の主な収入である下水道使用料調定額は、下半期で 898,177,506 円、年間で 1,786,536,170 円になり、前年度の下水道使用料調定額 1,808,020,389 円と比べ、21,484,219 円（1.2%）減少しました。一方、収益的収支の主な支出の執行額は、流域下水道等処理費が下半期で 648,946,581 円、年間で 889,661,961 円、東部水再生センター維持管理費を含む処理場費がそれぞれ 409,476,116 円、627,061,376 円、公共下水道使用料徴収経費を含む総係費がそれぞれ 205,785,762 円、394,950,018 円となりました。

資本的収支の主な収入の執行額は、企業債が下半期、年間ともに 744,600,000 円となりました。資本的収支の主な支出の執行額は、東部水再生センター長寿命化改修工事を含む施設改良費が下半期で 1,036,358,800 円、年間で 1,056,768,800 円、企業債元金償還金が下半期で 333,224,494 円、年間で 661,432,727 円となりました。

2 経理の状況

(1) 収益的収支の状況

収入

単位：千円

科目	予算額	下半期執行額	執行率	6年度決算額	執行率
営業収益	2,860,206	860,697	30.09%	2,688,643	94.00%
下水道使用料	1,834,383	898,177	48.96%	1,786,536	97.39%
他会計負担金	976,086	-85,228	-8.73%	853,804	87.47%
受託事業収益	48,783	47,444	97.26%	47,444	97.26%
その他営業収益	954	304	31.87%	859	90.04%
営業外収益	663,377	507,513	76.50%	669,520	100.93%
施設使用料	1	1	100.00%	1	100.00%
受取利息及び配当金	1	243	24300.00%	294	29400.00%
他会計補助金	323,898	161,949	50.00%	323,898	100.00%
長期前受金戻入	339,430	337,610	99.46%	337,610	99.46%
消費税及び地方消費税還付金	0	7,659	皆増	7,659	皆増
雑収益	47	51	108.51%	58	123.40%

支出

単位：千円

科目	予算額	下半期執行額	執行率	6年度決算額	執行率
営業費用	3,136,006	2,231,759	71.17%	2,985,470	95.20%
管渠費	182,526	108,806	59.61%	175,250	96.01%
ポンプ場費	110,085	62,843	57.09%	102,645	93.24%
処理場費	670,571	409,476	61.06%	627,061	93.51%
総係費	434,907	205,786	47.32%	394,950	90.81%
流域下水道等処理費	936,574	648,946	69.29%	889,662	94.99%
減価償却費	800,754	795,868	99.39%	795,868	99.39%
資産減耗費	589	34	5.77%	34	5.77%
営業外費用	193,503	86,059	44.47%	160,774	83.09%
支払利息及び企業債取扱諸費	134,078	60,345	45.01%	122,265	91.19%
消費税及び地方消費税	59,300	25,589	43.15%	38,384	64.73%
雑支出	125	125	100.00%	125	100.00%
特別損失	644	17	2.64%	552	85.71%
過年度損益修正損	644	17	2.64%	552	85.71%
予備費	3,000	0	0.00%	0	0.00%
予備費	3,000	0	0.00%	0	0.00%

(2) 資本的収支の状況

収入

単位：千円

科目	予算額	下半期執行額	執行率	6年度決算額	執行率
企業債	1,389,000	744,600	53.61%	744,600	53.61%
企業債	1,389,000	744,600	53.61%	744,600	53.61%
国庫補助金	517,663	208,317	40.24%	445,517	86.06%
国庫補助金	517,663	208,317	40.24%	445,517	86.06%
都補助金	22,545	454	2.01%	19,219	85.25%
都補助金	22,545	454	2.01%	19,219	85.25%
他会計補助金	80,930	29,532	36.49%	29,532	36.49%
他会計補助金	80,930	29,532	36.49%	29,532	36.49%
負担金等	77,042	18,865	24.49%	19,371	25.14%
受益者負担金	478	587	122.80%	1,093	228.66%
工事等負担金	18,363	18,278	99.54%	18,278	99.54%

支出

単位：千円

科目	予算額	下半期執行額	執行率	6年度決算額	執行率
建設改良費	2,017,489	1,138,368	56.42%	1,209,333	59.94%
事務費	68,900	24,415	35.44%	42,352	61.47%
施設建設費	809,462	77,594	9.59%	110,212	13.62%
施設改良費	1,139,127	1,036,359	90.98%	1,056,769	92.77%
固定資産購入費	1,453	0	0.00%	1,348	92.77%
固定資産購入費	1,453	0	0.00%	1,348	92.77%
流域下水道建設費負担金	51,513	19,747	38.33%	51,452	99.88%
流域下水道建設費負担金	51,513	19,747	38.33%	51,452	99.88%
企業債償還金	661,433	333,225	50.38%	661,433	100.00%
建設企業債元金償還金	661,433	333,225	50.38%	661,433	100.00%
投資	9	0	0.00%	8	88.89%
その他投資	9	0	0.00%	8	88.89%

3 予算の概要及び事業の経営方針

(総則)

第1条 令和7年度三鷹市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 行政区域内人口 | 190,000 人 |
| (2) 年間総排水量 | 26,674,000 m ³ |
| (3) 一日平均排水量 | 73,100 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| ア 管渠整備事業 | 647,241 千円 |
| イ 処理場及びポンプ場整備事業 | 504,323 千円 |
| ウ 流域下水道建設事業 | 70,952 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,607,283 千円
第1項 営業収益	2,832,218 千円

第2項	営業外収益	775,065 千円
	支出	
第1款	下水道事業費用	3,455,073 千円
第1項	営業費用	3,260,670 千円
第2項	営業外費用	191,281 千円
第3項	特別損失	122 千円
第4項	予備費	3,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的收入額が資本的支出額に対して不足する額 644,089 千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 74,314 千円、損益勘定留保資金 501,382 千円及び当年度利益剰余金 68,393 千円で補てんするものとする。)

	収	入	
第1款	資本的収入	1,669,785 千円	
第1項	企業債	1,176,000 千円	
第2項	国庫補助金	247,063 千円	
第3項	都補助金	11,243 千円	
第4項	他会計補助金	126,605 千円	
第5項	負担金等	108,874 千円	
	支	出	
第1款	資本的支出	2,313,874 千円	
第1項	建設改良費	1,578,352 千円	
第2項	固定資産購入費	1,501 千円	
第3項	流域下水道建設費負担金	70,952 千円	
第4項	企業債償還金	663,060 千円	
第5項	投資	9 千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道台帳システム使用料	令和8年度から 令和12年度まで	千円 26,433
東部水再生センター長寿命化改修事業	令和8年度	622,709

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	千円 1,176,000	証書借入又は 証券発行による。 事業進捗、市財 政その他の都合 により、部分払い 又は翌年度に繰 り越して借り入 れることができる。	% 4.5以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直 し後の利率)	借入れのときか ら据置きを含み40 年以内に償還する。 ただし、市財政そ の他の都合により、 据置期間及び償還 年限を短縮し、若し くは繰上償還又は 借り換えることが できる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(2) 建設改良費、固定資産購入費、流域下水道建設費負担金、企業債償還金及び投資の間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 221,347千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は544,061千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち、68,393千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 資本的収支不足額に対する補てん財源 68,393千円